

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 2 月 2 日（火）第3183号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 1  
 ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (2件) (水産振興課取扱い) 1  
 ○県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 2  
 ○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 2  
 ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 2  
 ○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3  
 ○土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 公 告
- 建設業法に基づく監督処分 of 公告 (監理課取扱い) 3
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

## 告 示

## 鹿児島県告示第104号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

平成28年 2 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
上村病院	薩摩川内市東開聞町9番22号

## 2 認定の有効期限

平成31年 2 月 20日

## 鹿児島県告示第105号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を平成28年 2 月 2 日から同月16日までとくのみしま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年 2 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 発起人の住所及び氏名

大島郡天城町大字松原42番地の2 里和夫  
 大島郡天城町大字松原465番地 吉田武雄  
 大島郡天城町大字平土野22番地2 堀實忠

## 2 加入区

天城加入区

- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
とくのしま漁業協同組合

### 鹿児島県告示第106号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年2月2日から同月16日まで沖永良部島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年2月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名  
大島郡和泊町大字和泊47番地2 山下安富  
大島郡和泊町大字手々知名512番地100 山田輝夫  
大島郡知名町大字芦清良809番地1 山元伸介
- 2 加入区  
沖永良部加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
沖永良部島漁業協同組合

### 鹿児島県告示第107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）道下地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年2月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年2月3日から同年3月3日まで
- 3 縦覧場所  
さつま町役場耕地林業課

### 鹿児島県告示第108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年2月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	西之表市	急・洲之崎1及び急・田屋敷1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第109号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年 2 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	西之表市	急・洲之崎1及び急・田屋敷1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第110号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年 2 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	西之表市	急・洲之崎1及び急・田屋敷1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年 2 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	西之表市	急・洲之崎1及び急・田屋敷1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

#### 建設業法に基づく監督処分公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり処分をした。

平成28年 2 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

処分をした年月日	処分を受けた者				処分の内容	処分の原因となった事実
	商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号		
平成28年	株式会社	枕崎市岩戸	豊留 順子	鹿児島県知	営業の停止命令	株式会社豊留建設

1 月 19 日	豊留建設	町22番地		事許可(般・特-22) 第4448号	1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業 2 停止を命ずる期間 平成28年2月3日から同月5日までの3日間	及び同社従業員は、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成27年12月8日、加世田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。
----------	------	-------	--	-----------------------	--	---

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第15号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年2月2日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR風魔の小次郎WBC	株式会社サンスリー	5P1437
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ仮面ライダーフルスロットルZ1	京楽産業. 株式会社	5P1421
ぱちんこ遊技機	CRアメイジング・スパイダーマンMLPM	株式会社七匠	5P1375
ぱちんこ遊技機	CRA天才バカボン5KS	株式会社大一商会	5P1405
回胴式遊技機	ドットパルサーKPV/CC	山佐株式会社	5S1153
回胴式遊技機	十字架3/NE	ネット株式会社	5S1388